

平成
二十年
五條市議会第一回三月定例会会議録(第一号)

平成二十年三月三日(月曜日)

議事日程(第一号)

平成二十年三月三日 午前十時開議

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 会期決定の件
- 第三 厚生常任委員会委員長報告
- 第四 監査報告
- 第五 市長の施政方針と提出議案の説明

本日の会議に付した事件
日程第四 監査報告まで

出席議員(二十一名)

一番	西
二番	太
三番	川
四番	藤
本	田
幸	好
洋	紀
	廣
	美
	恵
	子

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長

吉

野

晴

夫

二十一番	二十番	十九番	十八番	十七番	十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番
田	大	榮	土	黄	樗	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池
原	谷	林	井	木	塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上
清	龍	末	康	英	凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝
孝	雄	次	嗣	夫	一	英	己	典	和	生	和	政	雄	比	博	雄

事務局職員出席者

速記者	事務局主任	事務局主任	事務局次長	事務局長	企画調整課長	庶務課長	秘書課長	水道局長	会計管理者	消防署長	大塔支所長	西吉野支所長	健康福祉部長	生活産業部長	総務部長	市長公室長	監査委員	教育長職務代行者	副市長
柳	笹	西	乾	長	山	大	田	阪	堤	窪	竹	森	清	林	上	岡	川	橋	榮
ケ								ノ											
瀬	谷	峯		田	下	垣	中	上			本	本	水		山	本	元	本	林
五		久		雅	正	賢		武	好	佳	重	康		正	保	和	憲	重	勝
美	豊	美	旬	光	次	治	衛	則	文	秀	博	元	勝	信	見	人	釋	夫	美

午前十時三分開会

○議長（西尾彦和）ただいまから、平成二十年第一回定例会を開会いたします。

本日、平成二十年第一回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かと御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。本定例会には、平成二十年度各会計予算を始め多数の議案が提出されておりますので、各位にはどうか御精励をいただきますとともに、円滑なる議会運営に格段の御協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

○議長（西尾彦和）この際、申し上げます。

会議記録並びに広報五條に掲載のため、各会議の日程中、事務局に写真撮影をさせますので、御了承願います。ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。市長から議会招集のあいさつがあります。吉野市長。

〔市長 吉野晴夫登壇〕

○市長（吉野晴夫）皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

三月に入り、日ごとに春めいてまいりました。

議員各位におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

本日、第一回定例会を招集いたしましたところ、公私御多忙にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

平素は市政の発展と市民生活の向上のため、議員活動を精力的に、かつ、献身的に展開していただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

今議会は、平成二十年度の予算等を御審議いただく大変重要な議会であります。御案内のとおり、日本経済は回復してきていると言われておりますが、国や地方の財政状況はますます厳しくなってきました。私どもは、限られた財源を効率よく効果的に執行するために、徹底した合理化と計画的な歳出削減に努めなければならないと考えております。そのためには、市民の皆様や市議会並びに行政が共に痛みを分かち合うことも必要となつてまいります。具体的な施策方針、また、新年度予算案は後ほど示させていただきますが、議員各位には議員活動を通じて得られました市民の声をもと

に、様々な角度から御審議御提言を賜りますようお願い申し上げます、平素のお礼と開会に当たつてのごあいさつに代える次第でございます。

○議長（西尾彦和）ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告事項がありますので、事務局長から報告させます。

○事務局長（長田雅光）命により、私から御報告申し上げます。

まず、「近畿市議会議長会」でございます。

去る、一月十八日に大阪市におきまして、第三回支部長会議が開催され、第三回理事会の運営等について協議が行われました。

また、一月二十五日に大阪市におきまして開催されました第三回理事会について、御報告いたします。

初めに、会長の羽曳野市議会議長と開催当番市の門真市議会議長のあいさつがあり、引き続き会議に入りました。

まず、第二回理事会以降に新しく就任された三市の議長の紹介があり、続いて、報告事項として第二回理事会以降の会務報告があり、了承されました。

次に、議案審議に入り、会長提出議案第一号の平成二十年度近畿市議会議長会会計予算案について審議を行い、可決されました。

次に、協議事項に入り、平成二十年度近畿及び全国市議会議長会近畿部会の役員割当てについて、第七十三回定期総会日程案について及び当面の会議等の開催予定について協議が行われ、それぞれについて了承されました。

最後に、次期定期総会開催市の門真市議会議長からあいさつがあり、会議は終了いたしました。

次に、「全国市議会議長会」でございます。

去る、二月七日に東京都におきまして、第百七十回理事会及び第八十四回評議員会が開催されました。

第百七十回理事会は、午前十時三十分から全国都市会館において開会され、第八十四回評議員会の運営等について協議が行われました。

また、第八十四回評議員会は、午後一時三十分から日本都市センターにおいて開会され、初めに、会長の広島市議会議長のあいさつがあり、続いて、来賓の二之湯総務大臣政務官が大臣メッセージを代読いたしました。

次に、「地方分権改革推進委員会の中間的なとりまとめと今後の取組」と題して、地方分権改革推進委員会委員長の丹羽宇一郎氏の講演がありました。

次に、一般事務報告と地方行政委員会ほか六委員会の報告があり、それぞれ了承されました。

次に、議案審議に入り、平成二十年度一般会計ほか二会計予算案と、会長提出議案として「道路財源の確保に関する緊急決議（案）」の審議が行われ、いずれも原案のとおり承認並びに採択され、会議は終了いたしました。

次に、「奈良県市議会議長会」でございます。

去る、二月二十二日に橿原市におきまして、平成十九年度第四回奈良県市議会議長会を開催いたしました。

初めに、会長であります本市の西尾議長が開会のあいさつを申し上げ、会議に入りました。

まず、第三回議長会以降新しく就任された正副議長の紹介を行い、続いて、第三回議長会以降の事務報告並びに会議出席報告を行い、いずれも了承されました。

次に、平成二十年度の事業計画案及び会計予算案について協議を行ない、いずれも原案のとおり承認されました。

続いて、平成二十年度役員割当案について協議を行ない、次のとおり決定いたしました。

奈良県市議会議長会会長に御所市、同じく副会長に生駒市。

近畿市議会議長会支部長に御所市、同じく理事に奈良市、桜井市、香芝市。

全国市議会議長会理事に御所市、同じく評議員に奈良市、桜井市、香芝市。同じく産業経済委員に葛城市。

市議會議員共済会代議員に大和高田市、大和郡山市の議會議長が、それぞれ就任することに決定いたしました。

最後に、西尾会長の閉会あいさつで会議を閉会いたしました。

以上が、議長会関係の報告でございます。

次に、「広域行政圏市議会協議会」の御報告を申し上げます。

去る、二月二十一日に東京都におきまして、第三十九回総会が開催されました。

初めに、会長の福岡県久留米市議會議長のあいさつがあり、続いて、総務省自治行政局市町村課江畑課長から「地方分権と広域行政圏をめぐる最近の動向について」と題して講演がありました。

次に、平成十九年度の事務報告があり、了承されました。

続いて、平成十八年度歳入歳出決算と広域行政圏協議会アンケート調査結果について説明があり、それぞれ認定及び了承されました。また、平成二十年度運動方針案及び歳入歳出予算案並びに会長候補者の選出に関する申合せ案について協議が行われ、いずれも原案のとおり決定され、会議は閉会

しました。

次に、監査委員から地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により一般会計及び特別会計の十一月分から一月分、また、地方公営企業法第二十七条の二第二項の規定により水道事業の十一月分から一月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

以上を御報告申し上げまして、諸報告といたします。

なお、会議資料及び監査資料につきましては事務局において保管いたしておりますので、後刻御清覧いただきたいと思います。

○議長（西尾彦和）以上で諸般の報告を終わります。

この際、御報告申し上げます。

先の平成十九年第四回定例会以降の休会中、五條市議会会議規則第百五十九条第一項ただし書の規定により議員の派遣を決定いたしておりますが、詳細につきましてはお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

また、報告書につきましては事務局で保管いたしておりますので、後刻御清覧願います。

○議長（西尾彦和）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（西尾彦和）日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により議長から指名いたします。

十四番	佐久間	正己	議員
十五番	寺本	保英	議員
十六番	樫塚	凱一	議員

以上の三名の方をお願いします。

○議長（西尾彦和）次に日程第二、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期につきましては、去る二月二十五日開催の議会運営委員会におきまして御協議を賜りました結果、先に御通知申し上げましたとおり、本日から二十一日までの十九日間といたしたいと思います。御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（西尾彦和）異議なしと認めます。よって会期は、本日から二十一日までの十九日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、各位に御通知申し上げたとおりであります。

○議長（西尾彦和）次に日程第三、厚生常任委員会委員長報告を議題といたします。

本件につきましては、厚生常任委員会委員長に報告を求めます。厚生常任委員会榎塚凱一委員長。

〔厚生常任委員長 榎塚凱一登壇〕

○厚生常任委員長（榎塚凱一）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、本委員会の審査及び意見について御報告申し上げます。
ただいま議題となりました、岡中継施設築造工事の計画中止に関する件についての厚生常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会には、岡中継施設築造工事の中止について明らかにするために、昨年、平成十九年十二月十四日の第四回定例会において、地方自治法第九十八条第一項の権限が委任されました。

今回の検査の対象は、岡中継施設築造工事の中止についてであります。

まず、本委員会に、この地方自治法第九十八条第一項の議会の検査検閲権が委任されるに至った経緯について御説明申し上げます。

昨年、平成十九年十二月定例会において、私、榎塚凱一が一般質問で、水道行政について、「一 岡町の上水道中継施設工事の計画概要について」「二 計画廃止について」「（ア）計画廃止に至った経緯について」「（イ）地元への周知について」「三 今後の災害対策について」「それぞれ項目ごとにただしたのに対し、市長からは、「談合問題は別として、私は、ポンプ設置の必要性に疑問を持った。インターネットで、日本で一、二といわ

れる水の専門家に来ていただき、現地を見ていただいたが、その結果、ポンプを据えることによって災害に対応するものではない。現在の施設は、公式には四十年もつだろうということであり、緊急性を要しない工事であると判断した。」との答弁でありましたが、私から、中止の判断に至った経緯経過についての説明責任が果たされていないのではないかと重ねてたまたところ、市長からは、「活断層は非常に大きな災害をもたらすので、ポンプの設置は意味がない。この調査をしたコンサルタント会社名の公表は控えさせていただきたい。」との答弁がありました。

市長に対しては、再度コンサルタント会社名を明らかにするよう求めましたが、市長からは、「会社名については、水のコンサルタント会社では超一流だと聞いているので、まやかしの会社とかいうことではないが、コンサルタント会社間の関係を考慮して、公表は控えさせていただく。」との答弁でありました。

そこで、十二月十日に開催された本委員会において、改めて、工事中止に至った経緯と、工事中止の判断に至ったコンサルタント会社名を明らかにするよう求めました。

工事中止の判断については、水道局長の答弁から、十一月二十六日から二十八日までの二日の間に市長が決定した後に、水道局が確認したことが明らかにされたものの、市長からの答弁は、「コンサルタント会社名については、不要な混乱を避けるために、私の考えで発表はいたしません。」とのことで、回答を得ることができませんでした。

本委員会としては、十日の委員会を延会とし、十二月十二日に再度委員会を開催し、再び市長にコンサルタント会社名を明らかにするよう求めましたが、「無用なトラブルを防ぐために答弁はしません。」とのことでありました。

これらの答弁については、本委員会としては到底納得のいくものではなく、本会議において、本委員会に地方自治法第九十八条第一項の権限を委任するよう求め、可決したものでございます。

それでは、平成十九年十二月二十七日と平成二十年二月一日に開催されました本委員会における二回の審査の概要について御説明申し上げます。

第一回目の十二月二十七日には、本委員会の運営について協議いたしました。

本委員会としては、今回の問題は、理事者側がなぜ岡中継施設築造工事の計画中止を決定したのかの経緯が市民に明らかにされていないことにあるとし、議会（厚生常任委員会）として理事者側にただしていくことといたしました。

そこで、理事者側には、現在に至る予算執行を含む取組の状況、築造工事の計画中止に関しコンサルタント会社の意見を採用したとするのならば、市とコンサルタント会社との間に公費による契約関係が成立しているのか、一社のみ意見か、この公費支出に関する予算措置等の説明及び適正執行

がされているのか、談合情報の開示及び談合との措置について、また、計画中止に伴う市民への説明責任をどのような形で果たしてきているのかなどを、書類の提出を求めながらただしていき、その結果を市民に公表することにいたしました。

そこで、理事者側に求める書類を「一 平成十六年決算審査特別委員会以降の岡中継施設築造工事に関係する起案等の書類及び予算執行に伴う会計書類等」「二 今回の入札に関して談合と認めるに至った起案書類及び会議録等の書類」「三 コンサルタント会社名及び同社が提出した書類及び同事項に関する会計書類等」「四 市民を対象とした工事中止の説明に関する書類」「五 岡配水系統に関する平成十六年決算審査特別委員会等の会議録」と決定いたしました。

これを受けて、同日、十二月二十七日付けで、市長、水道事業管理者及び議長にそれぞれ議長名で文書を送付し、書類の提出を求めました。なお、書類の提出期限は、いずれも平成二十年一月二十五日といたしました。

続いて、第二回目となる二月一日の委員会においては、理事者側から提出された書類の検査を行いました。

その際、結論から申しますと、理事者側からは、市長に求めていた書類の一部が提出されませんでした。

市長から提出されなかった書類は、中止の判断に至ったコンサルタント会社名及び同社が提出した書類で、提出しない理由は、「当該コンサルタント名を公表すること等は、同法人と各企業間との関係に支障を来す恐れがあるため回答できません。」というものでありました。そこで、まず、提出された書類の検査を行いました。

岡中継施設築造工事の必要性や取組等については、

一 岡配水系統は、岡ポンプ所から送水ポンプにより岡配水池に揚水し、田園地区、岡地区、牧野地区及び北宇智地区の約三千五百戸に給水している最重要施設であること。

二 この送水管は五〇〇ミリメートルで、低水域で一センチ平方メートル当たり二〇キログラムの水圧を有しており、高水圧に耐えうる管種を使用しているが、漏水事故及び震災時における不安はぬぐい去ることができないこと。

三 奈良県全域が東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されており、地震災害や風水害の災害時においても安定的な給水が求められていること。

四 高水圧に対処する方法を検討するため、平成十七年度事業で岡中継施設ポンプ所施設基本計画を策定したこと。

五 防災対策の一環として、水道施設の中で一番きぐされている箇所であり、安全対策事業として中継施設を築造し、送水管低地域の高水圧の緩和を図るとともに安定して給水できる施設整備、災害時における応急給水拠点として整備計画を進め、平成十八年度には中継ポンプ所の施設用地を取得

したこと。

六 今までに要した経費は、総額三千九百二十万七千九百九十五円であること。
などでありました。

しかしながら、市長に提出を求めた、今回の工事中止の判断に至った理由を明らかにするための書類が提出されなかったことから、委員からは「平成十六年から議会で審査したことは何だったのか。今まで理事者側から説明を受けてきたことは全部うそだったのか。」「市長が事業をしようと思えばできるし、中止しようと思えば止められる。都合の悪い書類は提出もしないということになれば、議会というものは要らないのではないか。」「議会が大事なのか、コンサルタント会社が大事なのか。議会を重視していただかなければ、信頼関係がなくなってしまう。」「是非ともコンサルタント会社の名前は出すべきである。」「平成十九年十一月二十六日には水道局長が工事を実施すると説明しているのに、十一月二十八日までのたった二日間で市長が中止の結論を出したというのは不自然である。」「市長は、議会の検査権をどう思っているのか。」など、市長の態度は、委員会や議会の存在そのものにかかわる重要な問題であるとの厳しい意見が出されました。

審査の過程において、理事者側、特に市長の対応は非協力的であり、誠実に対応していただけなかったことは非常に残念で、極めて遺憾であります。本委員会ではこのことを重く受け止め、この結果を議会に報告し、議会の判断をおおぐこととし、採決した結果、全会一致でそのように決定いたしました。

しかしながら、この間の理事者側の対応は、議会及び委員会を軽視していると言わざるを得ない状況でありました。
以上で、厚生常任委員会の委員長報告といたします。

この間、委員の皆様には、慎重な委員会運営に御協力いただきましたことに厚く御礼申し上げます。
また、議員各位には御協力ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）報告が終わりました。

次に日程第四、監査報告を求めます。川元憲釋代表監査委員。

〔監査委員 川元憲釋登壇〕

○監査委員（川元憲釋）皆さんおはようございます。

ただいま議長のご許可を得ましたので、定例監査報告に先立ちまして、この場をお借りし、一言お礼を申し上げます。

去る九月定例会におきまして、浅学非才な私のような者を監査委員として選任同意をいただきましたことは、誠に身に余る光栄であります。ありがとうございます。

今後は、本市の財務に関する事務の執行、また、事務事業が最少の経費で最大の効果を挙げているか、その事務事業が法令、条例に基づき適正に執行されているか、さらに、本市の組織運営が合理的であるかなど、また、全市民に公平に行政が執行されているか等を念頭に置き、私が行政出身でありますので、いわゆる身内に甘いという批判を受けないよう、より厳格に私の公務員生活最後の御奉仕の場を与えていただきましたことに感謝し、誠心誠意全力でこの監査委員の職務を遂行してまいりたいと思っておりますので、議員並びに市民の皆様の御指導ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

それでは、平成十九年度定例監査報告をさせていただきます。

この監査報告は、御案内のとおり地方自治法に、毎年度一回以上期日を定め監査を実施するよう定められております。したがって、今年につきましても、十月二十九日から一月十日までの間において、秘書課等本庁及び教育委員会につきましては監査室において、また、庁外の西吉野支所など、さらに、今回市が財政的援助を行っているシルバー人材センターについても議会選出の監査委員、更に事務局職員とともに各施設に向き、事前に提出を求めました資料に基づき諸帳簿等について照合するとともに、関係職員から説明等を聴取し、指摘事項につきましても、その場で指示、指導してまいりました。

本年度の財務事務の執行につきましては、当初予算が骨格予算でありましたので、監査時点では全庁的に遅れているのが実態であり、今後の予算執行につきましては遺憾のないよう努められるよう示唆しました。

その他につきましては、おおむね良好でありました。

今回の総括といたしましては、担当課において工事入札の制度の改善に取り組んでおり、社会問題化している談合防止に役立ち、公平で開かれた入札制度の確立になお一層の努力を願うものであります。

また、市が財政的援助を行っている社団法人五條市シルバー人材センターにつきましても、高齢者の生きがい対策と地域社会の活性化に資する役割が大であり、これからも「自主、自立、共働、共助」の基本理念を深め、自立運営ができるよう同法人の経費の節減と合理化を望むものであります。

なお、詳細につきましては、別冊平成十九年度定期監査結果報告書に記載し、お手元にお配りさせていただいておりますので、御清覧をいただきます。

ますようお願いいたします。

以上で、定例監査報告を終らせていただきます。
ありがとうございました。

○議長（西尾彦和）監査報告が終わりました。

意見調整のため、暫時休憩いたします。

午前十時三十四休憩に入る（休憩後、会議を再開するに至らなかった。）